



弁護団だより

# みんなして

**No.36** 発行 2015年1月  
 「生業を返せ、地域を返せ！」  
 福島原発事故被害弁護団  
 TEL : 03-3379-6770

## 【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
12月25日 経産省と東電、営業損害を2016年2月で打ち切る提案	12月12日 陳述書記入会（郡山市）
12月26日 東電、山林・原野・立木等の合意書に清算条項を挿入	01月06日 公害団体合同旗開き（東京）
12月26日 政府、政府事故調の追加公開。127名分の証言	01月06日 新人弁護士説明会（東京）
12月28日 政府、南相馬市の特定避難勧奨地点を解除。これで全てを解除	01月08日 弁護団会議（東京）
01月01日 経団連、「経団連ビジョン」発表。2030年原発比率を25%超と明記	01月14日 原告団・弁護団合同会議（郡山市）
01月03日 電力会社、老朽原発5基廃炉へ。美浜1・2号、島根1号、玄海1号、敦賀1号機	



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



## 決戦の年を迎えて

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

共同代表 安田 純治

明けましておめでとうございます。

今年は、私たちの原発訴訟の決戦の年です。

もうすぐはじまる証拠調べで、被害の実態とその原因を徹底的にあきらかにして、今の原発が人間と共存できないこと、底無しの負担を末代まで強要する怪物であることを天下に示さねばなりません。

今までのところは、原告側が攻めまくり、被告の国と東電は、責任を免れよう、賠償を最小限に押さえよう、と逃げ回っていました。

担当裁判官たちは、原発事故の現実を真っ向から受け止める姿勢を見せていて、司法の威信かくあるべし、と思わせるものがあります。

しかし油断は禁物です。私の法廷生活50年の経験に照らすと、裁判官は「ヨロメク人」なのです。ヨロメク原因は種々あるといわれていますが、今の担当裁判官が不純な動機でヨロメクとは、私は思いません。私がいいたいのは、裁判官という職業的立場に由来するヨロメキ、いわば「純粋派ヨロメキ」についてです。

裁判官は中立・公正でなければならない。したがって可能な限り先入観や偏見を排して法廷に臨もうとする。すると原告の主張を見て成る程と思い、被告の反論に接して、こういう考え方もある、とヨロメキ、原告の証拠と被告の反証の間をヨロメキながら、次第に心証が形成されて結論に達する、というのが人間の行う裁判の姿であるといえます。

さて、我々と対峙している国や東電の代理人諸氏は、今までは逃げの姿勢ばかりで頼りなさそうに見えていたけれど、彼等は決して無能ではない（と思うべき）。いつかは裁判所を自分の方にヨロメカせたいと狙っているはずです。これからはじまる証拠調べで、彼等は、被害の実態の証拠調べに抵抗するでしょう。なぜならば、荒廃した街、避難者の生活の実態に直接触れれば、人間の心をもつ人ならば必ず原告側にヨロメクからです。

以上、決戦突入の年頭にあたり、従来成果に安住せず、全力で闘う必要を強調して、弁護団のあいさつといたします。

我々は最強最高の弁護団と自負しておりますが、何と云っても、イギリスの諺にいうように、「本人は最良の弁護人」なのです。最強の弁護団と最良の弁護人がガッチリと組んで勝利をかちとりましょう。

2015年1月

※題字「みんなして」は、原告・筑井誠さん（会津支部）の筆によるものです。



## みんなの力で勝利へ

原告団長 中島 孝

年が明けました。震災から4年、裁判は今年いよいよ大詰めを迎えます。

あらためてこの4年間を想います。あんなに豊かだった海の幸が消費者に無条件で求められることはなくなりました。試験操業の魚を食べることにはある種の決意が求められます。自家菜園の野菜についても同じです。山菜を採って食べることは、今も広範に禁じられています。溪流釣りを楽しんでいた人たちも、趣味をあきらめることを強いられています。

しかし、職業としてこれらに携わる人たちには、こうした消費者の不安や摂取規制は生活再建の上での障害となります。ここには深い矛盾があります。これの打開には、原発ゼロの決定、被害者の救済方針の明示が国により為されなければなりません。原発の再稼働を前提にしては、現下の被害救済も将来の展望づくりも、間に合わせのいい加減なものとならざるを得ないでしょう。

政府というものは、どうやら国民の暮らし向きをより良くすることより、政府に大きな影響力をもつ大企業などの利益を優先するようです。また、力のまさる同盟国があれば、その意のままに国民を踏みにじるものであることも、日本の現実が示しています。原発休止が損失を生んでいるから料金値上げだ、との電力会社と、原発をベースロード電源にと言う政府は、国民の安全より企業の利益優先の点で同一です。県民の不安の高まりにもかかわらず、子どもの甲状腺ガンをはじめとする健康被害の防止に、真摯に取り組もうとする姿勢も見られません。

原子力基本法2条2項は、従来単に安全確保の建前を謳ったものであったところ、「我が国の安全保障に資することを目的として」なる文言が書き加えられました。集団的自衛権の行使を容認するということもありました。「この道」で本当に大丈夫なのでしょうか。原発が足かせとなって、景気回復どころか将来のめども立たないのがフクシマの現実です。しかし、多くの人々が連帯することで、世の中が変わるというのは、沖縄を見るまでもなく明らかです。

裁判は、弁護団のすぐれた戦略と論戦によって優勢に展開しています。あとは原告団の団結と、多くの方々との協働です。みんなの力で裁判に勝利し、正義を実現していきましょう。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



## 2015年1月20日 第10回期日のお知らせ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第10回期日が2015年1月20日に開かれます。

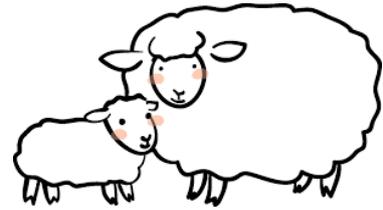
### ★ 開始時間が変わります！

第10回期日から、いよいよ証人尋問が行われます。

十分な時間を確保するため開廷時間がこれまでより長くなります。

日程は次のとおりです。

- 10時00分 進行協議（弁護団のみ）
- 11時00分 成証人
- 12時15分 集合（あぶくま事務所）
- 13時00分 裁判所行進
- 13時30分 舘野証人
- 15時20分 沢野証人
- 16時05分 弁論



### ★ 同時並行で映画上映会を行います！

傍聴席に入れない方は、これまでの模擬法廷代わり、井上淳一さんが脚本を担当した映画『あいときぼうのまち』を上映しますので、そちらをご覧ください。福島が舞台となった映画です。

- 13時30分 開場
- 13時45分 映画『あいときぼうのまち』  
上映開始
- 15時45分 ミニトーク  
（脚本家・井上淳一さん  
＋出演者など）
- 17時00分 報告集会

【会場】 福島県文化センター小ホール

【入場料】 無料

